

# 理学療法実習生自殺事件における裁判の ハラスメント判断



大野さんの裁判を支援する会 小林 由香子

平成 25 年 11 月末、近畿リハビリテーション学院（理学療法士養成の専門学校）の学生であった大野輝民は、臨床実習先辻クリニックの実習指導者（スーパーバイザー）Nからハラスメントを受け自殺しました。妻・大野佳奈子は翌年、近畿リハビリテーション学院と辻クリニックを運営するそれぞれの医療法人に対し損害賠償訴訟を起こし、大阪地裁は本年 6 月 28 日に原告の主張を認める判決を下しました。ここでは、特に、大野が臨床実習地で受けたハラスメントに対して裁判所がどのように判断したかについて一部を報告したいと思います。（判決の詳細については、裁判所の判例情報「平成 26（ワ）11499」で検索できますのでご確認ください。）

## ◆「平成 25 年 11 月 12 日の行為について」

臨床実習が 11 月 5 日に始まり、丁度 2 週間目に入った 12 日、担当患者に痛覚検査を実施していた大野に対してNは「何をしているのか。」と尋ね、大野が痛覚検査の説明を始めたところ、Nはその説明を途中で遮り、「意味がないから中止。」と述べて、同検査を中止させるという事件が起きました。

このNの行為について裁判所は「痛覚検査について、突然、中断を指示した上、輝民の同検査についての説明を途中で遮って、輝民に対して痛覚検査についての輝民の意図を説明する機会を与えないまま、「意味がないから中止。」と述べて中止させ、輝民の検査行為を否定したものである。このようなNの行為は、輝民に対し、一方的に不安感や屈辱感を与えるものであって、過度に心理的負荷を与える行為であるというべきであ

る。（60 頁）」とし、「N違法発言①」と認定しました。さらに、大野が痛覚検査の方法を誤っていた可能性は否定できないものの、実際に痛覚検査の方法を誤っていたか否かは結論を左右しないと判断しました。

## ◆「平成 25 年 11 月 13 日の行為について」

翌 11 月 13 日、大野が症例日誌の前日（12 日）の欄にNの指示で中止となった痛覚検査について記載していなかったところ、Nは「これはボイコットしているのと一緒に。今日はもう（患者を）見せたくない。帰るか。」と帰宅を促しました。その後、大野が謝罪したところ、Nは大野に対し「次やったら終了。」と述べました。

このNの行為について裁判所は「輝民が痛覚検査の中止により症例日誌に記載する必要がなくなったと勘違いしていた旨を説明したにも関わらず、輝民に対し、「これはボイコットしているのと一緒に。」と述べて輝民が故意に症例日誌に何も記載しなかったも同然であると決めつけた上、「今日はもう見せたくない。帰るか。」と述べて帰宅を促し、本件実習を同日時点で中止して、第三期臨床総合実習の単位を取得できない状況にすることを示唆したものといえる。また、その後輝民が謝罪したにもかかわらず、Nが更に「次やったら終了。」と述べたことは、同様の失敗をした場合には本件実習を中止して第三期臨床総合実習の単位を取得できない状況にすることを示唆したものというべきである。これらのNの行為は、輝民に対し、一方的に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感等の過度に心理的負荷を与えるものであるというべきである。（63 頁）」とし、「N違

法発言②」と認定しました。

#### ◆「平成 25 年 11 月 15 日の行為について」

「N違法発言②」の二日後、担当患者が前日(14日)に受診しなかったため、担当患者の日記に何ら記載しなかった大野に対してNは、「診ていなければ出さなくていいのか。」と叱責し、大野が返答に窮していると、「無視するのか。」と述べ、その後、大野が謝罪したにもかかわらず、Nは大野に対して「帰れ。」と強い口調で述べるという事件がありました。

これに対して裁判所は、「Nの行為は、担当患者が辻クリニックで受診しなかった日については症例日記に記載する必要がないと勘違いしていた旨を輝民が説明したにもかかわらず、輝民に対し、「診ていなければ出さなくていいのか。」と反語を用い、輝民が返答に窮していると、叱責しているスーパーバイザーを無視する実習生などいるわけがないことは明らかであるにもかかわらず、「無視するのか。」と更に叱責した上、その後の輝民の謝罪を無視して強い口調で「帰れ。」と重ねて叱責し、結果として本件実習の中止を示唆したものと見える。このようなNの行為は、輝民を無意味に困惑させ、輝民に対して一方的かつ執拗に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感を与え、過度に心理的負荷を与えるものであって、本件実習における指導の範囲とは評価し得ない。(67頁)」とし、「N違法発言③」と認定しました。

このように、検査を途中で中止させたり、「ボイコットしているのと一緒。今日はもう見せたくない。帰るか。」「次やったら終了。」「帰れ。」などのNの発言は、連日繰り返されはしたものの、言葉尻だけをとらえると、即座にハラスメントとは言い難い印象を与えるものでした。しかし、裁判所は、大野の置かれた状況を詳しく検討し、Nの発言が実習生にとってどのような意味を持つかを丁寧に分析したうえで、大野に過度に心理的負荷を与えるものであり「指導の範囲とは評価し得ない」と認定しました。

さらに、裁判所は、「Nは、自ら輝民に対し、N違法発言を行っていたのであるから、過度の心理的負荷を与えるN違法発言の内容を当然に認識していたといえる。(78頁)」と述べ、Nが大野に対して心理的負荷を与えることを意図して違法発言を行ったとは断定しないものの、自らの発言の意味することによって大野が心理的な負荷を受けることをNは分かっていたと認定したのです。

「実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して輝民の心身の健康を損なうことがないようにすべき注意義務を負っていた(58頁)」実習指導者Nが、自らの発言の意味することによって学生に過重な負荷が掛かることを認識しながら、大野に過重な負荷が掛かる発言・行為を毎日のようにおこなったということです。本来、Nが大野に行うべきであったのは、検査を途中で中止させたり、「ボイコットしているのと一緒。今日はもう見せたくない。帰るか。」「次やったら終了。」「帰れ。」などと発言することではなく、どのように検査すべきか或いはどのように症例日記を記載すべきか、具体的に指し示して改善を促すことであつたと思います。

理学療法・作業療法学生の臨床実習では、「教育」や「指導」の名の下に、学生に過重な負荷をかける行為・発言が慣例的に行われており、多くの学生が心身の不調をきたし通院したり、留年・退学したりする事実が厚生労働省のアンケート調査でも明らかとなっています。大野に対するNの行為が本当に特殊な事例であるのか、臨床実習における「教育」「指導」方法が一般社会の常識とかけ離れたものとなっていないか、業界は臨床実習の在り方を真剣に見直す必要があると思います。

